

令和7年度 第2回佐賀市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

期日:令和8年1月28日

13時30分～

場所:市役所2階 庁議室

- 1 開会
- 2 辞令交付(委員紹介)
- 3 会長、副会長の選任
- 4 会長あいさつ
- 5 副市長あいさつ
- 6 諮問書交付
- 7 議事及び報告事項
 - I 佐賀市国民健康保険の現状
 - II 令和8年度国民健康保険制度の動きについて
 - III 令和8年度佐賀市国民健康保険税率について(諮問)
 - IV その他
- 8 閉会

1 開会

2 辞令交付(委員紹介)

3 会長、副会長の選任

会長は佐賀市社会福祉協議会会長の伊東委員に、副会長は佐賀市民生委員児童委員協議会会長の木村委員に決定しました。

4 会長あいさつ

5 副市長あいさつ

6 諮問書交付

7 議事及び報告事項

【司会者】

審議に入る前に報告します。

本日は、委員総数17名のうち13名の委員に出席頂いています。

よって、佐賀市国民健康保険条例施行規則第5条の規定による協議会開会の要件、これは委員定数2分の1以上の出席となっており、こちらを満たしていることを報告します。

【会長】

それでは、議事を進めさせていただきます。

次第7「議事及び報告事項」の、「Ⅲ 令和8年度佐賀市国民健康保険税率について」が先ほど諮問を受けた内容となります。「Ⅰ 佐賀市国民健康保険の現状」、「Ⅱ 令和8年度国民健康保険制度の動きについて」の説明を受けた後に、「Ⅲ 令和8年度佐賀市国民健康保険税率」を審議する流れで進めたいと思いますので、事務局のほうから一括して説明をお願いします。

【事務局】

最初に佐賀市国民健康保険の現状について、資料の3ページをお願いします。

こちらは令和6年度までの被保険者数の推移です。人口減少や後期高齢者医療への移行、被用者保険の適用拡大等により減少が続いており、令和6年度末で4万人を切っています。また、グラフの水色の部分になりますが、医療費が最も高くなる前期高齢者は4割を超えており、令和6年度で42.6%となっています。後期高齢者医療への移行が進んでいますことから、しばらくの間は、割合が若干下がってきますが、その後増加が見込まれています。

資料の4ページをお願いします。

こちらは市民の74歳までの方、全員で約18万9,000人いらっしゃいますが、国保とそれ以外の保険の年齢ごとの加入状況になります。右から2番目の65歳以上の方から国保加入者が増えています。1番右の70歳から74歳の方は、全体で約1万5,500人いらっしゃいますが、そのうち国保加入者が約1万500人で、3分の2を占めています。65歳から74歳までを見ますと、全体では約2万9,800人いらっしゃいますが、このうち国保加入者は約1万7,100人という状況です。

5ページをお願いします。

こちらは医療費の推移になります。オレンジ色の折れ線グラフが1人当たりの医療費、棒グラフが総医療費になります。1人当たり医療費はコロナ禍後上昇していましたが、上昇幅は緩やかになっています。令和6年度で約51万円となっています。棒グラフの総医療費は、令和6年度が約211億円で、被保険者数の減少が続いていますことから、やや減少となっています。

6ページをお願いします。

こちらは年齢階層別の医療費になります。先ほど、1人当たりの医療費が約51万円と説明しましたが、60歳以上の方からが平均を大きく上回っています。また65歳以上は非常に人数が多いということで、1人当たりの医療費も高く、また、被保険者数も多くなっているという現状です。

次の7ページをお願いします。

こちらは、主な疾病別の医療費割合の推移です。赤で囲んでいます新生物(がん)が占める割合

が14.6%と高く、そのほか青色で囲んでいます疾病がその他の生活習慣病になりますが、この赤色と青色のところを合わせますと、46%となっており、医療費の約半分を占めていることになります
8ページをお願いします。

次に、保険税について説明します。これは令和2年度からの調定額、収納額になります。表の1番下、こちらが令和6年度の実績になります。課税した総額が約52億6,000万円。1人当たりの課税額が12万8,000円となっており、令和5年度から1人当たりで約10%の増となっています。これは令和6年度の税率改定が大きかったためです。収納額の総額は約50億4,000万円となっています。
9ページをお願いいたします。

こちらは国保税の収納率の推移です。グラフの青色のほうが現年度分、オレンジが滞納繰越分になります。青色の現年度分が低下し続けており、令和6年度で95.67%でした。県全体の収納率が95.83%でしたので、県平均をやや下回った形となっています。また、滞納繰越分は約20%で推移をしています。

10ページをお願いします。

Ⅱ 令和8年度の以降の国民健康保険制度の動きについて説明します。

11ページをお願いいたします。

今回、国保制度で大きく3点改正が行われます。まず1番大きな改正が子ども・子育て支援金制度の創設です。少子化対策の抜本的強化に当たり、その財源として、全ての医療保険の保険料、保険税からの徴収が令和8年度から始まります。図の青で囲んでいる部分になりますが、保険者から集めた支援金の使い道としましては、児童手当の拡充や妊婦支援給付金など、子育て支援の財源に充てられることとなっています。また、下側の赤で囲んでいるところになりますが、支援金は全体で毎年度1兆3,000億が必要とされています。そのうち、被保険者と事業主で負担する額が、令和8年度6,000億円、9年度8,000億円、10年度1兆円です。

12ページをお願いいたします。

こちらは、支援金の月額についての国の試算となっております。令和8年度から3年かけて支援金を増やしていくこととなっています。国保については、赤囲みの箇所になります。令和8年度では1人当たり月額250円、年額3,000円。令和9年度では月額300円、年額3,600円。令和10年度では月額400円、年額4,800円で試算をされています。

13ページをお願いいたします。

この子ども・子育て支援金制度の支援納付金については、国保の軽減措置があります。基本的な方向性として4点、国が挙げておりますが、このうち、水色で囲んでいます箇所を御覧ください。低所得者については、他の課税分と同様に、被保険者一人一人にかかる均等割と世帯にかかる平等割については、7割、5割、2割の軽減が行われます。次に、本制度が少子化対策に係るものであることから、子どものいる世帯の負担が増えないよう、高校3年生程度までのお子さんについては、均等割が10割軽減となるように、軽減措置が講じられます。そして下の水色の枠になりますが、この減税額については、今度は高校3年生程度までのお子さんの減額した総額を今度は18歳以上均等割額として、高卒程度以上の被保険者に上乗せすることとなっています。この上乗せする部分が18

歳以上均等割額として、課税され、こちらも7割、5割、2割の軽減があります。したがって、子ども・子育て支援金については、高校3年生程度までのお子さんにはかからず、それ以外の方に課税がされるということになります。

次に14ページをお願いします。

賦課限度額の引上げです。公的制度は相互扶助の制度になりますが、賦課限度額を定めていないと、受けられる医療サービスの内容は同じでも、所得に応じて所得割が際限なく高くなっていきます。このため、賦課限度額は、全国の所得水準の動きに合わせて、国の方で見直しが行われています。令和8年度からは、医療給付費分を1万円引上げて67万円に、後期高齢者支援金分と介護納付金分は据置き、子ども・子育て支援納付金分が新たに加わって3万円となっております。賦課限度額の合計は、これまでの109万円から113万円となり、現行と比べて4万円の増となります。賦課限度額を据え置いた場合には、税率を引上げても高所得層の税負担が変わらず、中間所得層の負担が大きくなりますので、佐賀市といたしましても、国の改正に合わせて引上げを検討しています。

15ページをお願いします。

3点目は、均等割と平等割の軽減措置の対象となる所得基準額の見直しです。所得水準の上昇によって軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、こちらも国において見直しが行われています。今回、朱書きの箇所になりますが、5割軽減と2割軽減の方の所得水準の引上げが行われます。5割軽減の箇所を御覧ください。世帯の被保険者数を掛ける値が30万5,000円から31万円に5,000円の引上げとなっています。2割軽減については、56万円が57万円に1万円の引上げとなっています。佐賀市としても、国の改正に合わせて引上げを検討しています。このほか、今年8月からは、高額療養費の自己負担額の上限額が改正される見込みとなっています。

16ページをお願いします。

令和8年度の佐賀市国民健康保険税率について説明します。こちらが諮問をお願いする事項になります。

17ページをお願いします。

まず、国保財政の仕組みについて説明します。国保財政は、上段の佐賀県の歳出欄、青色の箇所になりますが、県内全体の医療給付費や、後期高齢者支援金などを見込みます。その見込みから、国県の公費を充当した残りの部分について、歳入の右側・緑色の箇所になりますが、県は市町からの納付金で賄うこととなっています。県は、被保険者数や所得水準、医療費水準等を反映させて、市町ごとに納付金の額を割当てます。これが、その下の図になりますが、市・町の歳出欄の右側、緑色の県への納付金の部分となります。県は市町がこの納付金を賄うために必要な標準保険税率を市・町ごとに示します。これがオレンジ色の部分で保険税収入の目安となります。市・町は、標準保険税率を参考に、基金からの繰入れ等を勘案して保険税率や税額を決定しています。

18ページをお願いいたします。

こちらは県が示した納付金額及び標準保険税率になります。まず、上の表、クリーム色のところになりますが、令和8年度の確定の箇所を御覧ください。今回、県が示した納付金は、県全体で約総額246億9,000万円で、令和7年度から6億1,000万円の減となっています。佐賀市に対しては6

9億4,000万円の納付金が示されており、今年度から1億8,000万円の減、率にして2.5%の減となっています。県は今回、被保険者の所得の増加が見込まれることから、保険税率・税額をおおむね引下げの方向となる案を示しています。次の表の1番右の子ども・子育て支援納付金分の欄を御覧ください。所得割率は0.25%、均等割額が1,056円、平等割額が667円、18歳以上均等割額、こちらは均等割に上乗せするイメージになりますが、65円となっています。したがって軽減がかからない18歳以上の方の均等割額は1,056円と65円を合わせて1,121円となります。そのほかの税率・税額は記載のとおりですが、特に所得割率は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも大きく引下げが行われています。これは被保険者の所得増が影響しているためです。表の1番下の現行税率との差について、医療給付費分から子ども・子育て支援納付金分までの4区分の所得割率を足し上げますと、2.45ポイントの引下げとなっております。均等割額は、子ども・子育て支援納付金分の18歳以上の均等割額を含めまして、2,197円の引上げ、平等割額は1,651円の引下げとなっております。

19ページをお願いいたします。

これらのことを踏まえて、令和8年度の佐賀市の方針と改定案です。今年度の国保税の税収は1億5,000万円程度の上振れが見込まれており、年度末の国民健康保険基金の残高増加が見込まれます。このため基金から7,000万円を繰入れて、県が示した標準保険税率からさらに税率抑制を行いたいと考えています。医療分の所得割率を9.2ポイントとして、水色の県の標準税率から、その差を0.07ポイントの引下げ、現行税率からは1.5ポイントの引下げとしています。医療分の均等割は3万500円として、県の標準税率から約1,000円引き下げることであり、これによって、現行税率を据置きとしております。そのほかの部分についても、青色の欄になりますが、標準保険税率から少しずつ引下げており、下段の現行税率との差は御覧のとおりです。現行税率との差が、金額でゼロとなっている箇所が、医療分の均等割のほか2か所、後期高齢者支援金分の平等割額と介護納付金分の均等割額にあります。そして、現行税率との差について、子ども・子育て支援納付金分を含めて全部足し上げますと、所得割率が2.6ポイントの引下げ、均等割額が500円の引上げ、平等割額は2,900円の引下げとなります。

20ページをお願いいたします。

こちらモデルケースで、40歳以上60歳未満のひとり世帯のケースになります。上の表が現行税率と県の標準保険税率を比較したもので、下の表が現行税率と先ほど説明しました市の改定案を比較したものととなります。上段の中ほどになりますが、所得276万円、これは給与収入で申し上げますと400万円になります。1番右側の合計欄を御覧ください。国保税は5万6,500円の減額となります。今度は下段の同じところ、所得276万円のケースでは、6万3,000円の減額となっており、市の改正案では、県の標準保険税率より、さらに6500円抑えられることとなります。

21ページをお願いいたします。

こちらは、3人世帯で、40歳以上65歳未満の方が2人、中学生が1人、このうち給与所得者は1人という3人世帯のケースになります。こちらも同じく上段が現行税率と県の標準保険税率との比較、下段が現行税率と市の改定案の比較になります。所得276万円のところで上下を比較します。

合計欄を御覧ください。上段が5万4,200円の減額。下段では6万3,400円の減額となり、市の改定案では9,200円抑えられることとなります。また、1番下の行になりますが、805万円以上の場合には、上段では1万8,200円、下段では1万1,900円。ここの所得層のみ、いずれも増額となっています。

22ページをお願いいたします。

現行税率と令和8年税率改定案の年間保険税額の比較になります。まず、上の表が1人当たり賦課額になりますが、令和7年度当初に見込んでいた金額が約12万6,318円で、その二つ下の令和8年保険税率(案)のところが12万8,746円となっており、約2,400円の増となります。所得割の税率は引下げておりますが、被保険者の所得増や子ども・子育て支援納付金分の追加等により、増加となっています。下の表は、1世帯当たり賦課額になりますが、現行の賦課額から約1,500円の減額となります。令和7年当初が約19万1,000円、保険税改定案では18万9,759円となっております。なお、この1人当たり賦課額では2,400円の増、これが1世帯当たりになると1,500円の減額となっておりますが、これは1世帯当たりの人数が、令和7年度は平均で1.5人だったものが、令和8年度は、1.47人と減少したためです。

23ページをお願いいたします。

こちらは、平成30年度以降の佐賀市の国民健康保険税率・税額の推移になります。令和6年度、7年度と、1人当たりの医療費の増加に伴って、税率・税額の引上げ幅が大きくなっていました。今回、新たに子ども・子育て支援納付金分の賦課も始まりますが、被保険者の所得増もあり、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については、引下げや据置きの方で調整をさせていただいたところです。

24ページをお願いいたします。

こちらは参考になりますが、佐賀市の国民健康保険基金の保有額の推移になります。下から2行目になりますが、令和6年度末では基金残高は6,875万円程度。1番下の今年度令和7年度については、積立額として、前年度の決算剰余金と基金運用額約4億6,000万円を積立えています。繰入れ額としては、税率抑制分として2,000万円、これと県交付金の返還金の財源として約3億3,000万円、合わせて約3億5,000万円を繰入れることとしています。このため、今年度末の基金残高は約1億7,000万円となる見込みです。なお、そのうちの7,000万円を令和8年度の税率抑制に活用する予定としています。

以上で佐賀市国民健康保険の現状、令和8年度国民健康保険制度の動き、令和8年度佐賀市国民健康保険税率についての説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。

国保制度はただでさえ制度が複雑で理解に苦しむところですが、子ども・子育て支援制度というものがありまして、これも18歳以下軽減とかですね、さらに複雑になって、なかなか市民の皆さんに国保の料金制度を理解していただくというのは、難しいのかなと思いますので、区切って質問を受け

たいと思います。

まず、医療費の1番目の項目の医療費の推移ということで、何か質問があれば、次に2番3番の項目ごとに質問を頂きたいと思います。

それでは私から質問ですが、14ページのイメージ図について、もう少し説明をいただければと思います。少し分かりづらいところもありましたのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

はい。14ページのイメージ①のところですね。

この赤のラインは、所得割額を表しており、所得が上がるにつれ(グラフの右に行くにつれ)、所得割額は上がっていきませんが、上限額(賦課限度額)が定められてるため、所得の高い方は税率を上げても、税額が変わらないという状況が生じます。このため、イメージ②になりますが、この青のラインでは、限度額を引上げているため、高所得層でも限度額を引上げた分については、税収が見込まれるため、低所得層や中間所得層の方の税負担を下げている形になります。イメージ①が限度額を変えなかったときに税率を上げても、高所得層の税負担は変わらないため、中間所得層以下の税率を上げなければなりません。イメージ②では限度額を引上げますので、その分、高所得層からも負担をお願いできますから、高所得層での負担増の部分で、中間所得層以下の税負担の引上げを行えるという図になっています。なお、所得の上位1.5%が賦課限度額にかかるように国が基準を決めています。

【会長】

はい、ありがとうございました。際限なく税をとるのではなくて、一定の限度額を設定しながら、所得に応じた部分を上げていき、中間所得層を下げてきたという理解でいいでしょうか。

【事務局】

はい。

【会長】

はい、ありがとうございました。

それでは最後になりますが、本日、諮問を受けました3項目、国民健康保険税率について、これも県と市の国保財政の統合ということで、17ページの図の理解が少し難しいですが、要は17ページ下の市町の歳入ですね。保険税収入と被保険者の関係、賦課金額と納付金の関係が今日の課題、委員会の本筋の部分であるということで、この賦課を幾らにするのか、納付状況を見ながら、判断をしていただくということになっているかと理解しています。また、この辺につきまして委員の皆さんから御意見等があればお願いしたいと思います。

【事務局】

補足をさせてください。17ページですが、先ほど市・町の歳出のところ、緑色の部分の県への納付金を納めるために、保険税率を決めていくと説明しましたが、この県への納付金を納めることによって、今度市・町のところの左側にある青色の部分です。医療給付費がかかった場合には、その分に見合ったお金を交付金としてもらうことができます。県から青色の矢印で示している部分です。したがって、医療給付費等については、医療給付費だけで年間180億円近くありますが、この分は全て交付金という形で、県からお金がもらえるということになります。以上です。

【A委員】

昨今の物価高騰の折、基本的に単年度収支で行われていると思うが、来年度は保険料率が下がる方向に働くということで、この御時世に加入者にとってはいい事態になるんじゃないかと思えますので、当然賛成です。ただ、子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、その下げ幅が縮まってしまうというところで、この制度自体も決まったものでありますが、果たして支援金をこういう形で健康保険から抱き合わせて納付させるというのが果たして制度として本当に正しいのかというのは、引き続き意見を出していかないといけないのではないかと思います。非常にとりやすいところからとるところと、もう一つ非常に疑問に残るのが、本来、社会保険料というのは、加入者が得られる利益、応能があるからこそ、社会保険に納めることに納得感が生じて相互扶助の役割を果たすことができると思うのですが、この子ども・子育て支援金というのは、特に国保のように加入者の高齢化が進んでいるところでは、最初から応能が見込めない方々に対して、保険料を納め続けられないといけないというところで、果たして納得感が得られるのかというところで、制度の趣旨やあり方だとか、これから負担が増えますよという周知を行い、加入者にはっきりと知らせ、加入者が投票行動などに反映させて制度を変えていくというような努力も必要なのではと考えています。

【B委員】

少し進んだ部分ですが、19ページの基金からの繰入れが7,000万円を繰り越すということでしたが、この7,000万円という繰入れのそもそもの根拠について、余っているから何%使うという方向なのか、それとも税をこれぐらいに抑えるために7,000万使うというふうに考えたのか、教えていただきたいと思います。

【事務局】

はい。今年度の税収が1億5,000万円ほど上振れをするということがまずあります。その上で、なるべく早く、還元という意味では、1億とか、もっと大きい額の繰入れも可能だったと思いますが、一旦基金を7,000万円繰入れますと、その分税率が抑制されますが、この基金がなくなったときに、その反動で翌年度、税率が上がってしまうという問題があり、平準化をしていく必要があるということで、24ページですが、7年度の見込みとして、基金残が1億7,000万円ぐらいありますので、まず7,000万円を繰り入れるということで考えています。備考欄に朱書きで書いていますが、毎年度、令和

5年度で申し上げますと6,400万円、6年度で9,000万円、7年度が2,000万円ということで、主に基金残高を見ながら、繰入れをしています。ですから、例えば7年度のところは2,000万円としていますが、これはその前の6年度末の残高がゼロになるわけにはいかなかったためで、2,000万円ということです。その前の令和6年度ですが、9,000万円を繰り入れています、これは5年度の税率改定が非常に大きかったもので、残高が約1億円しかなかったのですが、9,000万円を繰り入れました。残高と税率の上げ幅等を両方見ながら、いくら入れていくのか、将来的にどのぐらい残していくのかという点も踏まえながら、毎年度、繰入れ額を決めています。

【会長】

この繰入れ額も協議会の中で、いろいろ議論をしながら、どれくらいが適切なのかというのを協議してきましたが、なかなか難しい問題で、保険税率の平準化を求めていきたいというのがありながら、基金残高も踏まえながら、一昨年は議論をさせていただいて決めたところです。

ほかに委員の皆様から、いかがですか。

ないようでしたら19ページにありますように、基金から7,000万円を繰入れまして、税率抑制を行いながら、次年度令和8年度の国保運営を行っていく、税率改定を行っていくということで、了承していただければよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

続きまして4番の項目、そしてその他について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料25ページ、26ページをお願いいたします。

今回報告事項は2点ございます。まず佐賀市の国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止についてです。この貸付制度は、高額療養費の窓口支払いが困難な方に貸付けを行う制度で、そのために基金をつくっていました。2の高額療養費の現物給付化の経緯になりますが、平成14年から高額療養費の現物給付化が始まり、平成24年には外来、入院ともに現物給付化されています。このため、3の貸付け実績については、平成20年度以降ありません。4ですが、基金残高が約3,000万円あります。方針ですが、令和8年4月1日付で基金条例を廃止し、この基金残高約3,000万円を国民健康保険基金に積立てをしたいと考えています。

次に27ページをお願いいたします。

2点目は、国民健康保険税の県内統一について説明します。佐賀県では、県内の国保の被保険者数の減少が続く中、県全体で国保制度を支えていくために、県内の保険税率の一本化と、市町業務の集約を進めています。まず、保険税の一本化についてです。令和8年度の税率については、先ほど御説明しましたとおり、県が市町ごとに標準保険税率を決定しますので、市町ごとに、保険税率は異なっています。基金の繰入れ等も可能です。しかし、令和9年度からは、県内でまず標準保険

税率の一本化が行われます。このため、医療費水準や所得水準の市町の地域差は考慮せずに、まず県が一つの税率を設定することとなります。各市町は、この税率をもとに、基金繰入れ等による税率調整は可能となっています。これを準統一といいます。令和12年以降は、基金繰入れ等もできなくなり、税率、税額が県内で完全統一という方向です。次にその下、業務の一本化についてです。保険税の一本化統一に合わせて、業務の集約とサービスについても一本化を進めていくこととなっています。令和9年度には集約形態について、広域連合方式や集約センターなどの方向性を決定します。そして、令和12年度からは、新しい形態での業務を開始するスケジュールとなっています。また、矢印のところになりますが、令和9年度からは、税率の準統一に合わせて、サービスの統一の点から、特定健診の自己負担額、現在佐賀市は1,000円となっていますが、こちらを無償とする方向で協議を行っています。また、鍼灸あんま助成事業については、64歳以下の方を対象に1回1,000円で年間24回までの助成を行っています。令和8年度までで廃止ということで県内統一をしています。

28ページをお願いいたします。

こちらは、保険税水準の統一に向けた、全国状況になります。都道府県の保険税水準の統一というのは、国が進めている事業です。既に保険税の完全統一が終わっているところが、令和6年度に大阪府と奈良県になります。現在統一の目標年度を定めているところが最初の枠内のところになりまして、全部で20道府県ございます。佐賀県が赤で囲っていますが、令和12年度としています。次のところが、納付金ベース、これは基金の繰入れ等ができる準統一を当面の目標としているところになりますが、これは岩手県から鹿児島県までで17あります。それから1番下のところになりますが、目標年度を定めていない都道府県が8あります。こういうところで佐賀県については、全国の中では早い段階での完全統一を進めている状況です。佐賀県がこういった統一の目標年度を早めに行けるとするのは、市町の数が20市町ということで、合意形成がとりやすいということがありますが、県と各市町で、今度は12年度の統一に向けて、議論を早めに重ねているところです。

【会長】

確認ですが、基金残高が3,000万、廃止して繰り入れるということですが、先ほど税率抑制のため基金から7,000万繰り入れるという説明がありました。高額療養費貸付基金を廃止して、3,000万円を国民健康保険基金に積むということで、基金残高はその分増えるという理解でよろしいですか。

【事務局】

はい。

【会長】

それでは、令和11年度まで基金からの繰入れが可能ということでしたので、この国民健康保険基金を使って、税率の大幅な引上げ等が出てきた場合には、基金から繰入れを行いながら平準化

をやっていくが、その原資はあるということで御理解を願いたいと思います。

【事務局】

会長ありがとうございました。また、委員の皆様も長時間にわたり御審議を頂きましてありがとうございます。今後の流れといたしましては、今回の答申に基づきまして、2月議会に条例改正案を提出いたしまして、議会での審議を経て、来年度の税率が確定する運びとなります。

それでは以上をもちまして、令和7年度第2回佐賀市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。ありがとうございました。